

<報道発表資料>

令和7年8月8日

北区制70周年記念事業実行委員会

京都市北区役所地域力推進室

北区制70周年記念事業

フォトコンテストの開催

京都市北区は、上京区から分区して今年で70周年を迎えます。これを記念し、北区で撮影された写真を広く募集し、北区の魅力を再発見するフォトコンテストを開催します。

御自宅や御実家に眠っている古い写真や、御自身が撮影されたお気に入りの写真など、北区で撮影された写真を募集しますので、是非、特設サイトから御応募ください。

受賞作品は令和8年2月18日（水）に特設サイトなどで発表し、受賞作品及び「あの頃の北区」への応募作品については、イオンモール北大路店にて展示します。

【フォトコンテスト概要】

- 募集テーマ 北区にある「自然・歴史文化」「賑わい」「とっておきの場所」
- 部門 (1) 一般部門・・・時期を問わず、北区で撮影された写真
(2) あの頃の北区部門・・・1955年（昭和30年）～2015年（平成27年）頃に北区で撮影された写真

- 応募期間 令和7年8月20日（水）から12月31日（水）まで
- 応募方法 以下の専用の特設サイトから応募 <8月20日（水）公開>

https://www.smartcross.jp/kyoto_kita70th_photo

※写真（作品）は、データでのみ投稿可能です。

紙媒体の作品については、スキャナでデータ化していただくか、

写真（作品）をスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影してデータ化してください。

※作品のデータ化が難しい方、サイトからの応募が困難な方については、直接北区役所に写真を御持参ください。写真はその場でお返しし、以下の内容を聞き取り、区役所職員がサイトに投稿します。

応募部門・テーマ、写真タイトル、写真の撮影場所、撮影年月日、
写真の説明・コメント、応募者氏名、生年月日、年齢、メールアドレス、住所、
電話番号

- 応募資格 プロは除き、どなたでも応募可能。（個人・団体の別、年齢、国籍は不問）
- 運営 主催：北区制70周年記念事業実行委員会、共催：北区役所
協力：イオンモール北大路



特設サイトの二次元コード

<スケジュールについて>

令和 7 年 8 月 20 日（水） 作品募集開始

令和 7 年 12 月 31 日（水） 作品募集締切

令和 8 年 2 月 18 日（水） 結果発表

令和 8 年 2 月 27 日（金）～3 月 17 日（火） イオンモール北大路にて受賞写真掲示

<表彰について>

応募作品は、厳正なる審査の結果、以下のとおり表彰します。

審査に当たっては、京都写真家協会に御協力をいただきます。

表彰部門		内容		賞金額
北区長賞		一般	北区長が選ぶ特に優れている作品。（部門優秀賞以外）	5,000 円
北区制 70 周年記念事業 実行委員長賞		あの頃の北区部門	実行委員長が選ぶ特に優れている作品。（部門優秀賞以外）	5,000 円
イオンモール北大路賞		一般	イオンモール北大路のゼネラルマネージャーが選ぶ特に優れている作品。（部門優秀賞以外）	イオンモール北大路で使える商品券（5,000 円分）
部門 優秀 賞	自然・歴史文化	一般	テーマの中で1番優れている作品。	5,000 円
		あの頃の北区部門		5,000 円
	賑わい	一般		5,000 円
		あの頃の北区部門		5,000 円
	とっておきの場所	一般		5,000 円
		あの頃の北区部門		5,000 円
O70（70 歳以上）賞		一般	70 歳以上の参加者の作品で	5,000 円
		あの頃の北区部門	一番優れているもの。	5,000 円
U18（18 歳以下）賞		一般	18 歳以下の参加者の作品で優れている上位 20 作品。	西陣織のハンカチ

※「O70（70 歳以上）賞」及び「U18（18 歳以下）賞」については、御本人が撮影されたものに限りです。

<応募に際しての注意事項について>

【注意事項】

- (1) 応募いただく作品は、応募者が一切の著作権を有している未発表の作品が対象となります。また、同一や類似の作品が、過去に広告物に使用された作品やインターネットで個人使用以外の目的で使用された作品である場合は応募できません。

- (2)生成 AI による生成画像、画像編集アプリにより合成や映っていたものを削除するなどの加工をした作品は応募できません。ただし、色調調整は可とします。
- (3)本コンテストの開催期間中は、お一人何点でも応募できます。ただし、同じ作品を複数回応募することは御遠慮ください。同じ作品を複数回応募された場合は、2 回目以降の応募を無効とさせていただきます。
- (4)被写体の肖像権などには十分に注意してください。被写体の肖像権侵害に関するトラブル、登録商標の無断転用、著作権の侵害等に係るトラブルに関して、主催者は一切の責任を負いません。応募者の責任で全ての問題を解決したうえで応募してください。
- (5)撮影中の事故等について、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (6)応募テーマにそぐわない写真（北区以外で撮影された写真、嫌悪感を抱く可能性のある表現、その他公序良俗に反する表現など）に関しては、主催者の判断により審査対象にしない場合があります。
- (7)主催者は、審査終了後に応募作品を保存する義務を負いません。
- (8)未成年の方は保護者の同意を得たうえで応募してください。応募された時点で、保護者の同意が得られているものとみなします。
- (9)撮影に係る費用及び応募等に係るインターネット接続料、通信料は応募者の負担となります。
- (10)応募された写真を使用したことによって他人の権利を侵害し、それを理由に主催者が損害を被った場合には、応募者にその損害の賠償を求めます。
- (11)審査結果や審査経過等の個人的な問合せにはお答えできかねますので御了承ください。

【著作権等について】

- (1)受賞作品（応募作品）の著作権は、応募者に帰属します。
- (2)主催者は、受賞作品及び「あの頃の北区部門」に応募された作品について、本コンテストの広報活動に必要な範囲で、新聞、雑誌、テレビ、ウェブサイト、印刷物などで、3 年の範囲で利用することがあります。また、受賞作品の紹介のためのアーカイブとして利用します。
- (3)受賞作品の利用にあたっては、応募者の氏名又はペンネームの表示を行います。広報誌面のレイアウト、アプリ機能などにより、やむを得ず作品の周辺が切れてしまう場合があります。また、忠実な色再現が難しい場合がありますので、御了承ください。

【個人情報について】

- (1)受賞者から御提供いただく個人情報は、副賞の発送等、本コンテストを運営するために必要な範囲で利用させていただきます。受賞者の許可なく第三者と共有することはありません。また、漏洩、滅失、改ざん等の防止のために、安全確保の措置を講じます。
- (2)保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄します。



北区制70周年記念事業ロゴ

<お問合せ先>

京都市 北区役所 地域力推進室 庶務担当

電話：075-432-1197